

奈良市公報

号外第24号 (平成27年3月後半分)

平成27年12月8日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…2
- 奈良市立こども園の管理運営に関する規則…2
- 奈良市延長保育の実施に関する規則…3
- 奈良市一時預かりの実施に関する規則…8
- 奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則を廃止する規則…13
- 奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則…13
- 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則…13
- 奈良市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則…27
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則…27
- 奈良市補助金等交付規則の一部を改正する規則…27
- 奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則…27
- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…29
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則…29
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則…30
- 奈良市指定管理者選定委員会規則…38
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則…38
- 奈良市専門委員設置規則…39
- 奈良市法令審査会規則…39
- 奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則…40
- 奈良市地域福祉推進会議規則…40
- 奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則…41
- 老人ホーム入所判定委員会規則…42
- 奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会規則…42
- 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会規則…43
- 奈良市民間保育所等選考審査委員会規則…44
- 奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会規則…45
- 奈良市食育推進会議規則…46
- 奈良市予防接種健康被害調査委員会規則…46
- 奈良市精神保健福祉連絡協議会規則…47
- 奈良市エイズ対策推進会議規則…48
- 奈良市結核対策評価推進会議規則…48
- 奈良市難病対策地域協議会規則…49

- 奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則…50
- 奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則…51
- 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則…51
- なら歴史まちづくり推進協議会規則…52
- 奈良市入札監視委員会規則…53
- 奈良市プロポーザル審査委員会規則…54
- 奈良市建設工事総合評価審査委員会規則…54
- 奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会規則を廃止する規則…55
- 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…55
- 奈良市消防吏員服制規則及び奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則…56
- 奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則…57
- 奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正する規則…59
- 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則…59
- 奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則…59
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…59
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…64
- 奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…70
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…75
- 奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…76
- 職員の職に関する規則の一部を改正する規則…76
- 奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則…76
- 奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則…76
- 奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則…76

訓 令 甲

- 奈良市法令審査会規程を廃止する訓令…77
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令…77
- 奈良市役所出張所事務処理規程を廃止する訓令…78
- 奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令…78
- 奈良市辞令式の一部を改正する訓令…79
- 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令…79

令.....80
 ○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令.....80

規 則

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第5号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
 奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号エ中「第38条」の次に「並びに第40条第1項及び第2項」を加え、同号きを同号さとし、同号か中「店舗販売業」の次に「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同号かを同号ことし、同号お中「店舗販売業」の次に「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同号おを同号けとし、同号え中「店舗販売業」の次に「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同号えを同号くとし、同号う中「店舗販売業」の次に「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同号うを同号きとし、同号い中「店舗販売業」の次に「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を加え、同号いを同号かとし、同号中あをおとし、ヒからンまでをマからえまでとし、同号ハを同号へとし、同号への次に次のように加える。

ホ 法第72条の5の規定による広告の中止その他公衆衛生上の危険の発生防止のための措置命令に関すること。

第2条第1項第7号中ノをフとし、ナからネまでをネからヒまでとし、トの次に次のように加える。

ナ 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業及び貸与業の許可に関すること。

ニ 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の更新に関すること。

ヌ 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業及び貸与業の届出に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 （平成27年3月31日揭示済）

奈良市立こども園の管理運営に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市立こども園の管理運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の施行に関し必要な事項を定めるとともに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第16条に規定する事項に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。
- (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。
- (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。

（職員）

第3条 こども園に園長、副園長、保育教諭その他必要な職員を置く。

2 園長は、上司の命を受けて園務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

4 こども園には、学級ごとに担当する専任の保育教諭を1人以上置く。

5 こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号。次項において「基準条例」という。）に定める基準以上とする。

6 こども園には、調理員を置く。ただし、基準条例第11条の規定により、調理業務の全部を委託することも園にあっては、調理員を置かないことができる。

（開園時間）

第4条 こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分まで（市長が別に定める園を除く。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

（休業日）

第5条 1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏期休業日 7月20日から8月31日までの日
- (4) 冬期休業日 12月24日から翌年1月8日までの日
- (5) 春期休業日 3月19日から4月7日までの日

2 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る休業日は、

次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（奈良市立富雄南こども園、奈良市立左京こども園、奈良市立都跡こども園及び奈良市立青和こども園に限る。）
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日をつけることができる。

（入園及び退園等）

第6条 入園、退園、転園、休園及び卒園の手続については、市長が別に定めるものとする。

（教育及び保育）

第7条 園長は、当該年度の教育課程を幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び市長が別に定める基準に基づき編成しなければならない。

2 保育を実施するにあたっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び市長が別に定める基準に基づくものとする。

（学級編制）

第8条 1号認定子ども及び2号認定子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

（学期）

第9条 教育課程において、学年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

（教育週数）

第10条 教育週数は、年間を通じて39週を下回らないこととする。

（修了証書）

第11条 園長は、一定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与しなければならない。

（実施事業）

第12条 こども園においては、法に定める子どものための教育・保育給付に係る教育・保育のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 奈良市一時預かりの実施に関する規則（平成27年奈良市規則第8号）に定める一時預かり
- (2) 奈良市延長保育の実施に関する規則（平成27年奈良市規則第7号）に定める延長保育
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める事業

（利用者負担額）

第13条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者から奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号）及び奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号）に定めるところにより利用者負担額を徴収する。
（施設管理）

第14条 園長は、こども園の施設を常に最良の状態に保持し、その維持管理に努めなければならない。

2 所属職員は、園長の定めるところにより、こども園の施設の整備及び警備を分担する。

（警備及び防災計画）

第15条 園長は、こども園の警備及び防災の計画を定め、市長に報告しなければならない。

（施設の毀損又は亡失）

第16条 こども園の施設の一部又は全部が毀損し、又は亡失したときは、園長は速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平成27年3月31日揭示済）

奈良市延長保育の実施に関する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市延長保育の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）第2条に規定するこども園（以下「こども園」という。）及び奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）第2条に規定する保育所（以下「保育所」という。）が行う子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育（以下「延長保育」という。）の実施並びに奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号）に基づく延長保育の利用料（以下「利用料」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定 法第20条第3項に基づく保育必要量の認定について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定をすることをいう。
- (2) 保育短時間認定 法第20条第3項に基づく保育必要量の認定について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定をすることをいう。
- (3) 延長保育A 保育短時間認定を受けた子どもに対し

次に掲げる区分により実施する延長保育をいう。

- ア 朝延長 午前7時30分から午前8時30分まで
イ 夕方延長 午後4時30分から午後6時30分まで（
開園時間が午後6時までの保育所にあつては、午後
6時まで）

(4) 延長保育B 保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた子どもに対し次に掲げる区分により実施する延長保育をいう。

- ア 早朝延長 午前7時から午前7時30分まで
イ 最終延長 午後6時30分から午後7時まで

(5) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。

(6) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。
(実施園)

第3条 延長保育Aは、こども園及び保育所において実施する。

2 延長保育Bは、保育所のうち、市長が別に定める保育所において実施する。

(対象者)

第4条 延長保育を利用することができる子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子どもが延長保育を利用しようとするこども園又は保育所に現に在園する2号認定子ども又は3号認定子ども（延長保育Bにあつては、当該年度の初日の前日に満1歳に達している子どもに限る。）であること。
(2) 保護者の就労状況、家庭の状況その他やむを得ない理由により、支給認定教育・保育に係る利用時間以外の時間においても保育が必要であると認められること。
(実施日等)

第5条 延長保育を実施する日は、平日（月曜日から金曜日まで）とする。

2 延長保育を実施しない日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、延長保育の実施日を変更し、又は中止することができる。

(申込み等)

第6条 延長保育の利用を希望する子どもの保護者は、延長保育申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、延長保育の実施の可否を審査し、延長保育を必要と認めるときはこれを承認することができる。

3 市長は、保護者が第4条の要件を満たさなくなった場合は、延長保育の利用の承認を取り消すことができる。
(申込内容の変更等)

第7条 保護者は、前条の規定に基づき承認を受けた延長保育の中止又は内容の変更を希望するときは、延長保育

変更申込書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用料)

第8条 延長保育を利用する保護者は、利用料として、朝延長、夕方延長、早朝延長及び最終延長のそれぞれにつき子ども1人あたり1回100円を負担しなければならない。ただし、夕方延長の利用に係る利用料（午後4時30分から午後5時までの利用に限る。）については、これを徴収しない。

2 利用料は、月を単位として徴収するものとし、前項に規定する額にそれぞれ当該月の延長保育の利用回数を乗じて得た額を翌月末までに納入しなければならない。ただし、3月分の利用料は、3月末までに納入しなければならない。

3 前項の納入期日までに利用料が納入されない場合は、以後の延長保育は利用できないものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

(延長保育Aのみ実施園・保育短時間認定児用(8H))

延長保育申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所
保護者氏名 ㊦
電話番号

奈良市延長保育の実施に関する規則に規定する延長保育Aの利用を次のとおり申し込みます。

組	ふりがな 園児氏名			
組	ふりがな 園児氏名			
組	ふりがな 園児氏名			
延長保育を希望する理由				
利用開始を希望する年月	年 月から			
希望する時間帯	<input type="checkbox"/> 朝延長 午前7時30分～午前8時30分 利用料1回100円 <input type="checkbox"/> 夕方延長 午後4時30分～午後6時30分 利用料1回100円 (午後5時以降)			
保護者の状況	氏名	勤務先の名称及び所在地	就労時間	通勤時間
続柄			: ~ :	時間 分
続柄			: ~ :	時間 分
続柄			: ~ :	時間 分

※この申込書をもって毎月1日から月末までの利用回数に応じて各月の利用料を支払う事に同意します。

備考

- 1 延長保育を利用する日は、申請カードに必要事項を記入の上提出することが必要です。
- 2 奈良市の保育短時間の時間帯は午前8時30分～午後4時30分です。延長保育を利用しない日は午後4時30分までにお迎えをお願いします。
- 3 延長保育利用の変更又は停止をするときは速やかに「延長保育変更申込書」により届け出てください。

(延長保育A及びB実施園・保育標準時間利用児用(11H))
延長保育申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所
保護者氏名 ㊟
電話番号

奈良市延長保育の実施に関する規則に規定する延長保育Bの利用を次のとおり申し込みます。

組	ふりがな 園児氏名			
組	ふりがな 園児氏名			
組	ふりがな 園児氏名			
延長保育Bを希望する理由				
利用開始を希望する年月	年 月から			
希望する時間帯	<input type="checkbox"/> 早朝延長 午前7時～午前7時30分 <input type="checkbox"/> 最終延長 午後6時30分～午後7時		利用料1回100円 利用料1回100円	
保護者の状況	氏名	勤務先の名称及び所在地	就労時間	通勤時間
続柄			: ~ :	時間 分
続柄			: ~ :	時間 分
続柄			: ~ :	時間 分

※この申込書をもって毎月1日から月末までの利用回数に応じて各月の利用料を支払う事に同意します。

備考

- 1 延長保育Bにつきましては、対象を1歳児以上の子どもとさせていただきます。
- 2 延長保育を利用する日は、申請カードに必要事項を記入の上提出することが必要です。
- 3 事前に利用する日時がわかっている場合は、予定表を提出して下さい。
- 4 延長保育利用の変更又は停止をするときは速やかに「延長保育変更申込書」により届け出て下さい。

(延長保育A及びB実施園・保育短時間利用児用(8H))
延長保育申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所
保護者氏名 ㊦
電話番号

奈良市延長保育の実施に関する規則に規定する延長保育Aの利用を次のとおり申し込みます。

組	ふりがな 園児氏名				
組	ふりがな 園児氏名				
組	ふりがな 園児氏名				
延長保育を希望する理由					
利用開始を希望する年月	年 月から				
希望する時間帯	<input type="checkbox"/> 朝延長 午前7時30分～午前8時30分 利用料1回100円 <input type="checkbox"/> 夕方延長 午後4時30分～午後6時30分 利用料1回100円 (午後5時以降) ㊦上記時間帯を超えて延長保育を利用した場合は別途延長保育Bの利用料が必要です。 <input type="checkbox"/> 早朝延長 午前7時～午前7時30分 利用料1回100円 <input type="checkbox"/> 最終延長 午後6時30分～午後7時 利用料1回100円				
保護者の状況	氏名	勤務先名称	住所	就労時間	通勤時間
続柄				: ~ :	時間 分
続柄				: ~ :	時間 分
続柄				: ~ :	時間 分

※この申込書をもって毎月1日から月末までの利用回数に応じて各月の利用料を支払う事に同意します。

備考

- 延長保育を利用する日は、申請カードに必要事項を記入の上提出することが必要です。
- 奈良市の保育短時間の時間帯は午前8時30分～午後4時30分です。延長保育を利用しない日は午後4時30分までにお迎えをお願いします。
- 延長保育利用の変更又は停止をするときは速やかに「延長保育変更申込書」により届け出てください。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

延長保育変更申込書

(宛先) 奈良市長

住 所
保護者氏名 ④
電話番号

奈良市延長保育の実施に関する規則に規定する延長保育の利用の変更を次のとおり申し込みます。

組	ふりがな 園児氏名
組	ふりがな 園児氏名
組	ふりがな 園児氏名
延長保育の 利用を変更 する年月日	年 月 日
変更内容	中止 ・ 変更 (変更内容)
(理由)	

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市一時預かりの実施に関する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第8号

奈良市一時預かりの実施に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）第2条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）第2条に規定するこども園（以下「こども園」という。）が行う子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第10号に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）の実施並びに奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号）に基づく一時預かりの利用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「一時預かりA」とは、次条に規定する幼稚園において実施する一時預かりをいい、「一時預かりB」とは、次条に規定するこども園におい

て実施する一時預かりをいう。

(実施園)

第3条 一時預かりを実施する幼稚園及びこども園は、市長が別に定めるものとする。

(対象者)

第4条 一時預かりを利用することができる園児の保護者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 園児が一時預かりを利用しようとする幼稚園又はこども園に在園している1号認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。）であること。
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当すること。
 - ア 家事以外の業務に現に就労し、又は就労する予定がある場合
 - イ 育児に伴う心理的又は肉体的負担を軽減する必要がある場合
 - ウ 出産、疾病等により入院又は通院を必要とする場合
 - エ 家族の看護又は介護を行う必要がある場合
 - オ その他市長が一時預かりを必要であると認める場合

(実施日)

第5条 一時預かりを実施する日は、平日（月曜日から金

曜日まで)とする。

2 一時預かりを実施しない日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、一時預かりの実施日を変更し、又は中止することができる。

(実施時間等)

第6条 一時預かりAを実施する時間は、午後2時から午後5時までとする。ただし、奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)第52条に規定する夏期休業日、冬期休業日、春期休業日及び幼稚園創立記念日については、午前9時から午後5時までとする。

2 一時預かりBを実施する時間は、午前7時30分から午前9時まで及び午後2時から午後6時30分までとする。ただし、奈良市立こども園の管理運営に関する規則(平成27年奈良市規則第6号)第5条第1項に規定する夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日については、午前7時30分から午後6時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、一時預かりの実施時間を変更し、又は中止することができる。

(申込み等)

第7条 一時預かりを希望する園児の保護者は、一時預かり申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、一時預かりの実施の可否を審査し、一時預かりを必要と認めるときはこれを承認することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かりの承認を取り消すことができる。

(1) 保護者がこの規則の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が園児の一時預かりを行うことが不相当であると認めるとき。

(利用料)

第8条 一時預かりを受ける園児の保護者は、一時預かりに要する費用(おやつ代及び教材費を含む。以下「利用料」という。)として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を負担しなければならない。

(1) 一時預かりA 園児1人につき1日300円

(2) 一時預かりB 園児1人につき1日500円

2 利用料は、園児の保護者に一時預かり利用券(別記第2号様式及び別記第3号様式。以下「利用券」という。)を交付する際に徴収するものとする。

(利用料の還付)

第9条 既納の利用料は、還付しない。ただし、急な退園等によりやむを得ず利用券が不要となった場合は、当該利用券を販売した年度内に限り還付するものとする。

2 園児の保護者は、利用料の還付を受けようとする場合

は、一時預かり利用料還付申請書(別記第4号様式)に利用券を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、一時預かり利用料還付決定通知書(別記第5号様式)を交付するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、一時預かりの実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

一時預かり申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

保護者 氏 名

印

電話番号

次のとおり一時預かりを申し込みます。

ふりがな 園児氏名		年 月 日生 (歳) 男・女
一時預かりを希望 する日（該当欄に ○）		月曜日から金曜日まで
		長期休業日（夏季・冬季・春季）
		特定の曜日のみ (曜日希望)
		不特定
		その他 ()
一時預かりを希望 する主な理由 (該当番号に○ 複数選択可)	(1) 家事以外の業務に現に就労し、又は就労する予定があるため。 (2) 育児に伴う心理的又は肉体的負担を軽減する必要があるため。 (3) 出産、疾病等により入院又は通院を必要とするため。 (4) 家族の看護又は介護を行う必要があるため。 (5) その他 ()	

第2号様式 (第8条関係)

一時預かりA

No.	No.	No.
一時預かり利用券交付控え 利用料 300円 奈良市立幼稚園	一時預かり利用副券 利用料 300円 利用日 年 月 日 奈良市立幼稚園	一時預かり利用券 利用料 300円 利用日 年 月 日 奈良市立幼稚園 <small>本券は再発行できません。領収印がないものは無効です。</small>
領収印	領収印	領収印
(所管課保管)	(園保管)	組 氏名 保護者氏名 確認欄 (保護者保管)

第3号様式 (第8条関係)

一時預かりB

No.	No.	No.
一時預かり利用券交付控え 利用料 500円 奈良市立こども園	一時預かり利用副券 利用料 500円 利用日 年 月 日 奈良市立こども園	一時預かり利用券 利用料 500円 利用日 年 月 日 奈良市立こども園 <small>本券は再発行できません。領収印がないものは無効です。</small>
領収印	領収印	領収印
(所管課保管)	(園保管)	組 氏名 保護者氏名 確認欄 (保護者保管)

第4号様式（第9条関係）

一時預かり利用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

保護者

住 所

氏 名

㊟

園 名

園児氏名

一時預かり利用料の還付について、下記のとおり申請します。

記

1. 還付利用券枚数 _____ 枚

2. 還付申請金額 _____ 円

3. 還付を希望する理由

[Empty box for reason of request]

4. 還付を希望する口座

口座振替	
銀行名	銀行 店 (普通・当座)
口座番号	
口座名義	

[Dashed box for coupon attachment]

利用券貼付欄

第5号様式（第9条関係）

一時預かり利用料還付決定通知書

年 月 日

保護者
住所
氏名
園名
園児氏名

還付金額 円

上記金額の還付を決定しました。

奈良市長



(平成27年3月31日揭示済)

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第9号

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則を廃止する規則

奈良市幼児教育及び預かり保育の実施に関する規則（平成21年奈良市規則第68号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立保育所設置条例施行規則（昭和62年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第3条第1項に規定する市が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号及び第29条第3項第2号に基づくものは、別表に定める額とする。

2 条例第3条第1項に規定する市が定める額のうち、法第30条第2項各号に基づくものについては、別表に定めるもののほか、市長が別に定める。

3 条例第3条第2項に規定する額については、第1項の規定を準用する。

(利用者負担額の決定通知)
 第3条 市長は、利用者負担額を決定したときは特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書(別記第1号様式)により、これを変更したときは特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書(別記第2号様式)により支給認定保護者に通知するものとする。
 (利用者負担額の納入)
 第4条 支給認定保護者又は扶養義務者は、当該月の利用者負担額を、その月の末日までに納入しなければならない。
 (利用者負担額の減免)
 第5条 条例第7条の規定により利用者負担額の減免を受けようとする者は、特定教育・保育施設等利用者負担額減免申請書(別記第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。
 (補則)
 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。
 附 則
 (施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
 (法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額)
 2 条例附則第2項に規定する市が定める額については、第2条第1項及び第2項の規定を準用する。
 (平成27年度における利用者負担額の経過措置)
 3 平成27年度における法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用保育を受けたときを除く。)及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用教育を受けたときに限る。)の奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)第2条の表に掲げる幼稚園(以下「市立幼稚園」という。)及び奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)第2条の表に掲げるこども園(以下「市立こども園」という。)の利用に係る利用者負担額並びに法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用保育を受けたときに限る。)、同項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用教育を受けたときを除く。)及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用保育を受けたときを除く。)及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用教育を受けたときに限る。)

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)							
		在園児			新入園児				
階層区分	定 義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
B 1	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	0	0	0	0	0	0		
B 2	ひとり親世帯等以外の世帯	2,800	1,400	0	3,000	1,500	0		
C 1	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
C 2			ひとり親世帯等以外の世帯	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 1-1		48,600円以上67,000円未満	ひとり親世帯等	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 1-2			ひとり親世帯等以外の世帯	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 2-1		67,000円以上77,100円未満	ひとり親世帯等	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 2-2			ひとり親世帯等以外の世帯	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0

D 3	77,100円以上 97,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 4	97,000円以上 133,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 5	133,000円以上 169,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 6	169,000円以上 211,200円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 7	211,200円以上 301,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 8	301,000円以上 397,000円未満	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0
D 9	397,000円以上	6,300	6,300	0	6,500	6,500	0

2 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受けたときに限る。）及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受けたときを除く。）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
階層区分	定義	特定教育・保育及び特別利用保育				特定利用 地域型保育		
		3歳児		4歳児以上				
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
B 1	A階層を除き、市町村 村民税が非課税とな る世帯	ひとり親世帯等		0	0	0		
B 2		ひとり親世帯等以 外の世帯		0	0	0		
C 1	A階層を除き、市町 村民税所得割額が次 の区分に該当する世 帯	48,600 円未満	ひとり親 世帯等	5,000	4,900	5,000	4,900	3,000
C 2			ひとり親 世帯等以 外の世帯					
D 1		48,600円以上 67,000円未満	8,800	8,700	8,800	8,700	5,200	
D 2		67,000円以上 77,100円未満	15,500	15,200	15,500	15,200	9,300	
D 3		77,100円以上 97,000円未満						
D 4	97,000円以上 133,000円未満	17,700	17,400	17,700	17,400	10,600		
D 5	133,000円以上 169,000円未満	19,900	19,600	19,900	19,600	11,900		

D 6	169,000円以上 211,200円未満	24,300	23,900	22,100	21,700	14,500
D 7	211,200円以上 301,000円未満					
D 8	301,000円以上 397,000円未満	26,500	26,000	24,300	23,900	15,900
D 9	397,000円以上	28,700	28,200	25,400	25,000	17,200

3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
階層区分	定義	特定教育・保育及び特定地域型保育 (右欄に掲げるものを除く。)		家庭的保育		
		保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0		
B 1	A階層を除き、市町 村民税が非課税とな る世帯	ひとり親世帯等	0	0		
B 2		ひとり親世帯等以 外の世帯	0	0		
C 1	48,600 円未満	ひとり親 世帯等	7,000	6,900		
C 2		ひとり親 世帯等以 外の世帯			4,200	
D 1	A階層を除き、市町 村民税所得割額が次 の区分に該当する世 帯	48,600円以上 67,000円未満	12,100	11,900		
D 2		67,000円以上 77,100円未満	19,900	19,600		
D 3					77,100円以上 97,000円未満	11,900
D 4					97,000円以上 133,000円未満	28,700
D 5		133,000円以上 169,000円未満	38,600	37,900	23,100	
D 6		169,000円以上 211,200円未満	47,500	46,700	28,500	
D 7						211,200円以上 301,000円未満
D 8						301,000円以上 397,000円未満
D 9		397,000円以上	58,000	57,000	34,800	

備考

- 1 この表において、教育又は保育を受けた年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税を算定の基礎とする。
- 2 この表において「在園児」とは、この規則の施行の日の前日に奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第64号）による改正前の奈良市立学校設置条例第2条の表に掲げる幼稚園に在園していた子ども並びにこの規則の施行の日以後に市立幼稚園に入園する5歳児及び市立こども園に入園する4歳児又は5歳児をいい、「新入園児」とはそれ以外の子どもをいう。
- 3 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 4 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 5 この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
 - (7) その他生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- 6 この表における年齢区分は、当該年度の初日の前日の年齢によるものとし、当該年齢は通年制とする。
- 7 この表において「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による保育必要量の認定について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいい、「保育短時間」とは、同項の規定による保育必要量の認定について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。
- 8 1の表において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どものうち、同一世帯に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子とする。
- 9 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受けるときに限る。）の利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目は2の表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。
- 10 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校

就学前子ども（特別利用教育を受けるときを除く。）の利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目は2の表又は3の表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

11 本市以外の市町村において支給認定を受けた場合の利用者負担額は、当該支給認定を行った市町村が定めるところによる。

（平成28年度における利用者負担額の経過措置）

4 平成28年度における法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受けたときを除く。）及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受けたときに限る。）の市立幼稚園及び市立こども園の利用に係る利用者負担額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		
A	生活保護世帯等		円 0
B 1	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	0
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯	2,100
C 1	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,700
C 2		ひとり親世帯等以外の世帯	5,200
D 1 - 1	48,600円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	6,300
D 1 - 2		ひとり親世帯等以外の世帯	6,600
D 2 - 1	67,000円以上 77,100円未満	ひとり親世帯等	6,600
D 2 - 2		ひとり親世帯等以外の世帯	6,900
D 3	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以上97,000円未満	7,500
D 4		97,000円以上133,000円未満	8,200
D 5		133,000円以上169,000円未満	8,800
D 6		169,000円以上211,200円未満	9,500
D 7		211,200円以上301,000円未満	10,500
D 8		301,000円以上397,000円未満	11,600
D 9		397,000円以上	12,600

備考

- 1 この表において、教育又は保育を受けた年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税を算定の基礎とする。
- 2 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 3 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
 - (7) その他生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- 5 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。
- 6 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。
- 7 本市以外の市町村において支給認定を受けた場合の利用者負担額は、当該支給認定を行った市町村が定めるところによる。

別表（第2条関係）

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受けたときを除く。）及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受けたときに限る。）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		
A	生活保護世帯等		円 0
B 1	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	0
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯	2,100
C 1	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,700
C 2		ひとり親世帯等以外の世帯	5,200
D 1 - 1	48,600円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	6,400
D 1 - 2		ひとり親世帯等以外の世帯	6,900
D 2 - 1	67,000円以上 77,100円未満	ひとり親世帯等	6,900
D 2 - 2		ひとり親世帯等以外の世帯	7,400
D 3	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以上97,000円未満	8,700
D 4		97,000円以上133,000円未満	10,000
D 5		133,000円以上169,000円未満	11,300
D 6		169,000円以上211,200円未満	12,600
D 7		211,200円以上301,000円未満	14,700
D 8		301,000円以上397,000円未満	16,800
D 9		397,000円以上	18,900

2 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受けたときに限る。）及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受けたときを除く。）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	特定教育・保育及び特別利用保育		特定利用地域型保育	
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0	
B 1	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	0	0	
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯	2,300	2,300	1,300
C 1	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 ひとり親世帯等	5,000	4,900	3,000
C 2			ひとり親世帯等以外の世帯	5,500	5,400
D 1		48,600円以上 67,000円未満	9,300	9,100	5,500
D 2		67,000円以上 77,100円未満	14,500	14,300	8,700
D 3		77,100円以上 97,000円未満	16,000	15,700	9,600
D 4		97,000円以上 133,000円未満	18,500	18,200	11,100
D 5		133,000円以上 169,000円未満	21,000	20,600	12,600
D 6		169,000円以上 211,200円未満	23,300	22,900	13,900
D 7		211,200円以上 301,000円未満	24,000	23,600	14,400
D 8		301,000円以上 397,000円未満	26,000	25,600	15,600
D 9	397,000円以上	28,000	27,500	16,800	

3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
階層区分	定義	特定教育・保育及び特定地域型保育 (右欄に掲げるものを除く。)		家庭的保育		
		保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0		
B 1	A階層を除き、市町 村民税が非課税とな る世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
B 2		ひとり親世帯等以 外の世帯	3,800	3,700	2,200	
C 1	A階層を除き、市町 村民税所得割額が次 の区分に該当する世 帯	48,600 円未満	ひとり親 世帯等	7,000	6,900	4,200
C 2			ひとり親 世帯等以 外の世帯	8,000	7,900	4,800
D 1		48,600円以上 67,000円未満	12,500	12,300	7,500	
D 2		67,000円以上 77,100円未満	20,000	19,700	12,000	
D 3		77,100円以上 97,000円未満	22,000	21,600	13,200	
D 4		97,000円以上 133,000円未満	30,500	30,000	18,300	
D 5		133,000円以上 169,000円未満	39,800	39,100	23,800	
D 6		169,000円以上 211,200円未満	46,800	46,000	28,000	
D 7		211,200円以上 301,000円未満	52,300	51,400	31,300	
D 8	301,000円以上 397,000円未満	58,300	57,300	34,900		
D 9	397,000円以上	64,800	63,700	38,800		

備考

- この表において、教育又は保育を受けた年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税を算定の基礎とする。
- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
 - (7) その他生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- 5 この表において「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による保育必要量の認定について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいい、「保育短時間」とは、同項の規定による保育必要量の認定について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。
- 6 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。
- 7 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。
- 8 本市以外の市町村において支給認定を受けた場合の利用者負担額は、当該支給認定を行った市町村が定めるところによる。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書

様

奈良市長

印

次のとおり、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第2条に基づき、利用者負担額を決定しましたので通知します。

記

年度

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
施設名				
内容		利用者負担額決定	決定年月日	年 月 日
月分	階層	支給認定区分	保育必要量	利用者負担額

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

特定教育・保育施設等利用者負担額減免申請書

(宛先) 奈良市長

住 所
保 護 者 氏 名
電 話 番 号



次のとおり奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第5条に基づき、利用者負担額の減免を申請します。

記

フリガナ		生年月日	性別			
子ども氏名		年 月 日	男・女			
施設名						
減免を受けようとする理由						
家庭の状況	氏 名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校・施設名
住宅の状況	持家・借家・間借・同居・公営・公団・社宅・その他		家 賃			
			間 借			
新規・継続の別			新 規 ・ 継 続			

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式19(3)に次のように加える。

ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

別記2第47条第1項第6号に次のように加える。

ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

奈良市補助金等交付規則の一部を改正する規則

奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

別記第1号様式から第5号様式までの規定中「昭和」を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育支援課長」を「教育センターの課長」に改める。

第18条第2項中「総合政策部長」を「財務部長」に改める。

第22条第2項中「必要と認めたときは」の次に「、財政課長の専決に係るものを除き」を加える。

別記第4号様式中「債務負担行為（補正）見積額」を「債務負担行為（補正）見積書」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第22条関係）

予 算 配 当 替 伺 書

	起案日	年	月	日
年度	決裁日	年	月	日

係員	係長	補佐	財政課長
----	----	----	------

配当替元課

係員	係長	補佐	課長
----	----	----	----

配当替先課

係員	係長	補佐	課長
----	----	----	----

配当替額	円														
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 50px;">会 計</td><td></td></tr> <tr><td> 款</td><td></td></tr> <tr><td> 項</td><td></td></tr> <tr><td> 目</td><td></td></tr> <tr><td>大 事 業</td><td></td></tr> <tr><td>小 事 業</td><td></td></tr> <tr><td>節(細節)</td><td></td></tr> </table>		会 計		款		項		目		大 事 業		小 事 業		節(細節)	
会 計															
款															
項															
目															
大 事 業															
小 事 業															
節(細節)															
摘要															

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第26条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第27条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第28条第5項中「、更生訓練費給付事業」を削る。

第29条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第25号様式中

<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業
<input type="checkbox"/> 更生訓練費給付事業	<input type="checkbox"/> 経過的デイサービス事業

を

<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業
------------------------------------	-----------------------------------

に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条の3」を「第22条の4」に改める。

第19条の2第4項中「つり銭資金保管簿（別記第35号様式）」を「別に定める様式（次の各号のいずれかに該当するときは、つり銭資金保管簿（別記第35号様式）」に改め、

同項に次の各号を加える。

- (1) つり銭資金の交付を受けたとき。
- (2) つり銭資金を翌年度に繰り越すとき。
- (3) つり銭資金を返還するとき。

第23条第1項第2号イ(ス)を次のように改める。

(ス) 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する経費

第33条の2第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第1医療政策課の項中「医療政策課」を「病院管理課」に改め、同表月ヶ瀬行政センター総務住民課の項を次のように改める。

月ヶ瀬行政センター 総務住民課	課長を除く課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納 4 所管に係る図書の売却代金の収納
--------------------	---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1都祁行政センター総務住民課の項を次のように改める。

都祁行政センター 総務住民課	課長を除く課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納 4 所管に係る図書の売却代金の収納
-------------------	---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1こども園推進課の項の次に次のように加える。

こども園	園長及び副園長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管に係る負担金の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
------	---------	------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1子育て相談課の項中「母子寡婦福祉資金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」に、「相談係長及び係員」を「子ども家庭相談グループ長及び係員」に改め、同表環境清美工場の項中「総務係長」を「場長補佐、総務係長」に改め、同表産業廃棄物対策課の項の次に次のように加える。

観光戦略課	課長を除く課員	所管に係る実費徴収金の収納
-------	---------	---------------

別表第1 商工労政課の項を次のように改める。

商工労政課	課長補佐、産業振興係長及び係員	1 特定計量器定期検査手数料の収納 2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納 3 中小企業貸付回収金の収納 4 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納
-------	-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 医療政策課長の項中「医療政策課長」を「病院管理課長」に改め、同表月ヶ瀬行政センター総務住民課長の項を次のように改める。

月ヶ瀬行政センター 総務住民課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料及び介護保険料並びに後期高齢者医療保険料並びにこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納 4 所管に係る図書の売却代金の収納
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 都祁行政センター総務住民課長の項を次のように改める。

都祁行政センター 総務住民課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納 4 所管に係る図書の売却代金の収納
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 スポーツ振興課長の項を次のように改める。

スポーツ振興課長	所管に係るスポーツ事業収入の収納
----------	------------------

別表第2 子育て相談課長の項中「母子寡婦福祉資金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」に改める。

別表第2 産業廃棄物対策課長の項の次に次のように加える。

観光戦略課長	所管に係る実費徴収金の収納
--------	---------------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第18号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則
(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の4」を「第34条の5」に改める。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条の表総合政策部の部中「秘書室」を「秘書広報室」に、

「 広報広聴課	「 広報係 広聴係	」を
---------	-----------	----

「 広報広聴課	」に改め、同表総務部の部中
---------	---------------

「 人事課	」を
-------	----

「 人事課	「 人事企画係 人材育成係 人事管理係 給与福利係	」に改め、同表財務部の部財政課の項中「予算統括係
-------	---------------------------	--------------------------

財務調査係」を「予算統括係」に改め、同部中「FM推進室」を「FM推進課」に改め、同部税務室の款納税課の項中「収納係 納付促進係」を「収納係」に改め、同款中

「 滞納整理課	「 滞納整理第一係 滞納整理第二係	」を
「 債権管理グループ	」	

「滞納整理課 滞納整理第一係 滞納整理第二係 債権管理係」に改め、同表市民生活部の部中「医療政策課」を「病院管理課」に改め、同部住宅課の項中「住宅政策係」を「企画調整係 住宅政策係」に、「建設営繕課」を「営繕係」に改め、同表市民活動部の部文化振興課の項の次に次のように加える。

東アジア文化都市推進課	
-------------	--

第2条の表保健福祉部の部障がい福祉課の項中「精神福祉係」を「精神福祉係 療育係」に改め、同部中

保護第一課	総務係 就労支援促進係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係	を
-------	-------------------------------------	---

保護第一課	総務係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係	に、
くらしと仕事支援室		

	長寿福祉課	長寿係 支援係 予防係 施設整備係	を
保険医療室	国保年金課	健診係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係	

	長寿福祉課	長寿係 支援係	に改め、同部保険医療室の款介
	地域包括ケア推進グループ		
保険医療室	医療政策課		
	国保年金課	健診係 給付係 賦課係 徴収係 国民年金係	

護福祉課の項中「給付係」を「給付係 施設整備係」に改め、同表子ども未来部の部中

子ども政策課	企画調整係 幼保連携推進係	を
--------	---------------	---

「子ども政策課」に改め、同部保育所・幼稚園課の項中「認定入所係 給付保育料係」を「給付保育料係 認定入所係」に改め、同部中

子育て相談課	ひとり親家庭支援係 子育て係 相談係	を
--------	--------------------	---

子育て相談課	ひとり親家庭支援係 子育て係	に改め、同表環境部の部環境事業室の款収集課の
子ども家庭相談グループ		

項中「作業第五係 作業第六係 作業第七係 作業第八係」を「作業第五係」に改め、同款まち美化推進課の項中「大型ごみ収集係」を「大型ごみ収集係 ごみ電話受付係」に改め、同表観光経済部の部中

観光戦略課		を
観光振興課		

観光戦略課	企画交流係 プロモーション係	に改め、同部商工労政課の項中「総務係 産業振興
観光振興課	振興係 資源開発係	

係」を「産業振興係」に改め、同表都市整備部の部中

都市計画室	都市計画課	総務係 土地利用係 都市施設係 市街地整備係	を
-------	-------	------------------------	---

「

	都市計画課	総務係	土地利用係	都市基盤整備係
--	-------	-----	-------	---------

」に、
「

まちづくり 指導室

」を「

--

」に改め、同表建設部の部道路建設課の項中「橋梁^{りょう}長寿命化係」を「橋梁^{りょう}係」
に改める。

第3条（見出しを含む。）中「秘書室秘書課」を「秘書広報室秘書課」に改める。

第4条を次のように改める。

（秘書広報室広報聴課の事務）

第4条 秘書広報室広報聴課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市政一般の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関すること。
- (3) しみんだよりその他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 広報板等の管理に関すること。
- (5) 庁内広報に関すること。
- (6) 市ホームページの運用に関すること。
- (7) 記者発表及び報道機関その他出版社への資料提供に関すること。
- (8) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (9) 市政に関する意見及び要望の処理に関すること。
- (10) 市民相談に関すること。
- (11) 庁内案内に関すること。
- (12) 褒賞及び表彰に関すること。
- (13) 世論調査に関すること。
- (14) パブリックコメントの総括に関すること。
- (15) コールセンターに関すること。
- (16) 課の庶務に関すること。

第5条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

第6条第10号中「財務諸表」を「財務書類」に改める。

第7条攻める農業係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条定住促進係の部分に次の1号を加える。

- (2) シティプロモーションに関すること。

第8条情報公関係の部分中第6号を第7号とし、同部分の第5号中「個人情報ファイル簿」の次に「及び特定個人情報ファイル簿」を加え、同号を同部分の第6号とし、同部分の第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報の保護に関すること。

第8条情報公関係の部分に次の1号を加える。

- (8) 審議会等の情報提供等に関すること。

第9条を次のように改める。

（人事課の事務）

第9条 人事課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

人事企画係

- (1) 人事制度に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 給与制度に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

人材育成係

- (1) 職員採用に関すること。
- (2) 人材の育成に関すること。
- (3) 職員の研修の実施及び自己啓発の支援に関すること。
- (4) 人事評価制度に関すること。

人事管理係

- (1) 職員の任免、分限、職階、試験、賞罰、服務その他勤務条件に関すること。
- (2) 職員団体に関すること。
- (3) 職員の健康管理に関すること。
- (4) 職員の公務災害補償及び社会保険に関すること。

給与福利係

- (1) 職員の給与その他の給付の決定及び裁定に関すること。
- (2) 職員の給与その他の給付の支給に関すること。
- (3) 職員の福利及び厚生に関すること。
- (4) 互助会及び市町村職員共済組合に関すること。
- (5) 職員の児童手当に関すること。

第10条ガバナンス推進係の部分の第1号中「内部統制」の次に「及びガバナンスの強化」を加え、同部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条情報政策係の部分の第5号中「関すること」の次に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加える。

第14条第1項予算統括係の部分の第4号を次のように改める。

- (4) 財政統計及び諸報告に関すること。

第14条第1項予算統括係の部分に次の3号を加える。

- (5) 財政健全化4指標に関すること。
- (6) 財政状況の公表に関すること。
- (7) 予算の編成及び執行管理に関すること。

第14条第1項財務調査係の部分中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方交付税に関すること。

第14条第2項中「、財務調査係」を削る。

第17条第1項収納係の部分の第1号中「(他課の所管に属するものを除く。)」を削り、同部分の第2号中「及び催告」及び「(他課の所管に属するものを除く。)」を

削り、同部分に次の1号を加える。

(6) 市税の徴収猶予に関する事。

第17条第1項納付促進係の部分削り、同条第2項中「納付促進係」を「収納係」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

税務室滞納整理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

滞納整理第一係

- (1) 市税の収納に関する事。
- (2) 市税の催告に関する事。
- (3) 市税の滞納処分に関する事。
- (4) 市税の徴収猶予に関する事。
- (5) 市税の滞納処分の停止及び不納欠損に関する事。
- (6) 滞納管理システムに関する事。

滞納整理第二係

- (1) 市税の収納に関する事。
- (2) 市税の催告に関する事。
- (3) 市税の滞納処分に関する事。
- (4) 市税の徴収猶予に関する事。
- (5) 市税の滞納処分の停止及び不納欠損に関する事。
- (6) 納税呼びかけセンターに関する事。

債権管理係

- (1) 奈良市債権回収対策本部に関する事。
- (2) 徴収事務についての債権担当職員の指導育成に関する事。
- (3) 税外債権所管課との連絡調整に関する事。
- (4) 私債権回収業務の外部委託に関する事。
- (5) 税及び税外債権の調査及び統計に関する事。
- (6) 市税の催告に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

第18条第2項中「及び滞納整理第二係」を「、滞納整理第二係及び債権管理係」に改め、同条第3項を削る。

第20条総務管理係の部分の第11号中「の導入準備」を削り、「関すること」の次に「(住民窓口係の主管に属するものを除く。)」を加え、同部分中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 住民情報システムの管理運用及び保守に関する事。
- (13) 住民基本台帳に基づく情報の処理、連携及び提供に関する事。

第20条住民窓口係の部分中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事。

第22条(見出しを含む。)中「医療政策課」を「病院管理課」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号の前に次の1号を加える。

(8) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の運営に係る医師会等関係団体との連絡調整に関する事。

第24条住宅政策係の部分の前に次のように加える。
企画調整係

- (1) 市営住宅ストック総合活用計画に関する事。
- (2) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅(以下この条において「市営住宅等」という。)に係る土地等の取得、用途廃止等に関する事。
- (3) 改良住宅等の譲渡処分に関する事。
- (4) 住宅課の所管に係る土地の境界明示に関する事。
- (5) 住宅課の所管に係る行政財産の使用許可に関する事。
- (6) 交付金申請の事務に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

第24条住宅政策係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同部分の第6号中「すること」を「関すること」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の第7号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号を同部分の第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に係る施策の調整及び推進に関する事。

第24条住宅政策係の部分の第8号から第13号までを削り、同条管理係の部分の第1号中「並びに市営住宅等の駐車場」を削り、同部分の第3号中「、敷金」を削り、「住宅使用料」を「住宅使用料等」に改め、同条収納係の部分の第1号から第3号までの規定中「住宅使用料」を「住宅使用料等」に改め、同部分の第4号中「住宅使用料」を「住宅使用料等」に改め、「滞納」の次に「及び不正入居等」を加え、同条建設営繕係の部分中「建設営繕係」を「営繕係」に改め、同部分の第1号中「の建設、修繕」を「及び共同施設の営繕」に改める。

第25条協働推進係の部分中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 公園ボランティア及びグリーンサポート制度に関する事。

第27条の2を第27条の3とし、第27条の次に次の1条を加える。

(東アジア文化都市推進課の事務)

第27条の2 東アジア文化都市推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東アジア文化都市の企画立案に関する事。
- (2) 東アジア文化都市の事業推進に関する事。
- (3) 東アジア文化都市3都市国際交流事業に関する事。
- (4) 東アジア文化都市実行委員会の運営に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

第30条第2項第3号を削り、同項第4号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「指導監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「監査」を「実地指導等」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る一般検査及び特別検査に関すること。

第31条自立支援給付係の部分の第1号中「精神障害者」の次に「及び障害児」を加え、同条生活支援係の部分中第2号を削り、同部分の第3号中「に係るもの及び」を「及び障害児に係るもの並びに」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条精神福祉係の部分の第4号中「精神障害者通院医療費助成」を「精神障害者の医療費助成」に改め、同条に次のように加える。

療育係

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関すること。
 (2) 障害児(者)地域療育等支援事業に関すること。
 (3) 療育手帳に関すること。
 (4) 障害福祉サービス(障害児に係るものに限る。)に関すること。
 (5) 地域生活支援事業(障害児に係るものに限る。)に関すること。

第32条第1項就労支援促進係の部分削り、同条に次の1項を加える。

4 保護第一課くらしと仕事支援室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 生活保護法の規定に基づく被保護者就労支援事業に関すること。
 (2) その他生活保護法に基づく就労支援事業に関すること。
 (3) 中国残留邦人等に係る就労支援に関すること。
 (4) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業に関すること。
 (5) 生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金に関すること。
 (6) 生活困窮者自立支援法に基づくネットワークの構築に関すること。

(7) その他生活困窮者自立支援法に基づく支援事業に関すること。

第34条予防係の部分及び施設整備係の部分削り、同条に次の1項を加える。

2 長寿福祉課地域包括ケア推進グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアの推進に関すること。
 (2) 地域支援事業(他課及び支援係の主管に属するものを除く。)に関すること。
 (3) 地域包括支援センターの運営等に関すること。
 (4) 奈良市地域包括支援センター運営協議会に関すること。
 (5) 認知症対策に関すること。

第34条の4計画推進係の部分中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 介護保険制度の広報に関すること。

第34条の4給付係の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条に次のように加え、第3章第5節中同条を第34条の5とする。

施設整備係

- (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可、届出及び更新に関すること。
 (2) 介護老人保健施設の開設に関すること。
 (3) 有料老人ホームの届出に関すること。
 (4) 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定に関すること。
 (5) 指定介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の指定に関すること。
 (6) 指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
 (7) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等に関すること。
 (8) 老人居宅生活支援事業の届出等に関すること。
 (9) 軽費老人ホーム事務運営補助に関すること。
 (10) 奈良市地域密着サービス運営委員会に関すること。

第34条の3障害者医療係の部分の第3号中「室及び」を削り、同条を第34条の4とする。

第34条の2を第34条の3とし、第34条の次に次の1条を加える。

(保険医療室医療政策課の事務)

第34条の2 保険医療室医療政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域医療施策に関すること。
 (2) 地域医療に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 (3) 医師会等関係団体との連絡調整に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
 (4) 医療費等に係る調査及び分析に関すること。
 (5) 室及び課の庶務に関すること。

め、同条第2項中「、作業第五係及び作業第六係」を「及び作業第五係」に改める。

第40条に次のように加える。

ごみ電話受付係

- (1) 大型ごみ収集及び環境清美工場臨時搬入申込みの電話受付業務に関する事。
- (2) 大型ごみ収集業務担当及び環境清美工場臨時搬入受付業務担当との連絡調整に関する事。
- (3) 大型ごみ収集及び環境清美工場臨時搬入計画の調整に関する事。
- (4) 電話受付システムの管理に関する事。

第43条及び第44条を次のように改める。

(観光戦略課の事務)

第43条 観光戦略課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画交流係

- (1) 市の観光行政に係る総合的な企画に関する事。
- (2) 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関する事。
- (4) 国際交流協会に関する事。
- (5) 国際特別都市建設連盟等関係団体に関する事。
- (6) 観光行政に係る国際機関との連絡調整に関する事。
- (7) 部及び課の庶務に関する事。

プロモーション係

- (1) 観光情報の発信に関する事。
 - (2) 観光客誘致に関する企画、立案及び調整に関する事。
 - (3) 国内外からの会議、研修等の誘致に関する事。
- (観光振興課の事務)

第44条 観光振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

振興係

- (1) 観光に関する企画、立案及び調整に関する事（観光戦略課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 観光資源の保全に関する事。
- (3) 観光イベントに関する事。
- (4) 観光関係諸団体に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

資源開発係

- (1) 観光資源の開発、企画及び立案に関する事。
- (2) 観光施設の総合計画及び整備に関する事。
- (3) 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関する事（奈良町にぎわい課の主管に属するものを除く。）。

第45条総務係の部分を削り、同条産業支援係の部分に次の4号を加える。

- (8) 消費者保護及び啓発に関する事。
- (9) 消費生活相談センターに関する事。

(10) 計量に関する事。

(11) 課の庶務に関する事。

第45条創業支援係の部分に次の5号を加える。

- (7) 労働者の福祉に関する事。
- (8) 就労支援に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 労働関係行政機関及び労働関係諸団体との連絡調整に関する事。
- (10) シルバー人材センターに関する事。
- (11) 勤労者総合福祉センターの管理に関する事。

第46条農政係の部分の第3号中「農林業関係制度金融」を「農業関係融資制度」に改め、同部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条農林経営係の部分に次の1号を加える。

(10) 水産に関する事。

第46条耕地係の部分の第8号中「農地・水・保管理支払制度」を「多面的機能支払制度」に改める。

第47条（見出しを含む。）中「都市計画室都市計画課」を「都市計画課」に改め、同条総務係の部分の第6号中「、室」を削り、同条都市施設係の部分中「都市施設係」を「都市基盤整備係」に改め、同部分の第8号中「J R奈良駅付近」を削り、同部分に次の15号を加える。

- (9) 土地区画整理事業（近鉄西大寺駅南土地区画整理事業及びJ R奈良駅南特定土地区画整理事業を除く。以下この条において同じ。）の調査及び計画策定等に関する事。
- (10) 土地区画整理事業の指導及び調整等に関する事。
- (11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行認可に関する事。
- (12) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に関する事。
- (13) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）に基づく拠点整備促進区域に関する事。
- (14) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく被災市街地復興推進地域内における建築物の建築等に関する事。
- (15) 土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可に関する事。
- (16) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発整備事業を除く。以下この条において同じ。）及びまちづくり交付金（以下この条において「土地区画整理事業等」という。）の補助申請に関する事。
- (17) 土地区画整理事業等の助成に関する事。

- (18) 市街地再開発事業に関する事。
- (19) 都市計画法に基づく市街地開発事業の測量・調査のための土地の試掘等の許可に関する事。
- (20) 都市計画法に基づく市街地開発事業予定区域内における建築等の許可に関する事。
- (21) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第66条に基づく許可に関する事。
- (22) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備組合に関する事。
- (23) 住宅市街地整備事業の調査、計画策定及び設計施行に関する事。

第47条市街地整備係の部分进行削る。

第48条(見出しを含む。)中「都市計画室J R奈良駅周辺整備事務所」を「J R奈良駅周辺整備事務所」に改める。

第49条(見出しを含む。)中「都市計画室西大寺駅周辺整備事務所」を「西大寺駅周辺整備事務所」に改める。

第50条(見出しを含む。)中「都市計画室公園緑地課」を「公園緑地課」に改め、同条公園管理係の部分中第8号进行削り、第9号进行第8号とし、第10号から第13号まで进行1号ずつ繰り上げ、同条公園整備係の部分中第5号进行削り、第6号进行第5号とし、第7号进行第6号とし、同号の次に次の1号进行加える。

- (7) 開発行為等の事前協議及び調整に関する事。

第51条(見出しを含む。)中「まちづくり指導室開発指導課」を「開発指導課」に改め、同条指導係の部分の第8号中「室及び」进行削る。

第52条(見出しを含む。)中「まちづくり指導室建築指導課」を「建築指導課」に改め、同条耐震改修促進係

第69条の表市民生活部の部医療政策課の項中「医療政策課」を「病院管理課」に改め、同表市民活動部の部文化振興課の項中「北部会館市民文化ホール」を「北部会館市民文化ホール 入江泰吉旧居」に改め、同部スポーツ振興課の項中「コミュニティスポーツ施設 青少年

野外活動センター」を「コミュニティスポーツ施設」に改め、同表子ども未来部の部こども園推進課の項中「保育

所」を「こども園 保育所」に改め、同表観光経済部の部観光振興課の項中「柳生の里観光施設 観光自動車駐車場」を「柳生の里観光施設」に

改め、同部奈良町にぎわい課の項中「ならまち振興館 奈良町からくりおもちゃ館」を「奈良町からくりおもちゃ館 観光自動車駐車場」に改める。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部进行次のように改正する。

第2条の2中第25号进行第27号とし、第21号から第24号まで进行2号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の2号进行加える。

- (21) 地域イベントその他地域の振興に関する事。(東部出張所のみ)
- (22) 地域住民による協議組織に関する事。(東部出張所のみ)

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第3条 奈良市保健所組織規則(平成14年奈良市規則第44

の部分中第6号进行第9号とし、第5号进行第8号とし、第4号の次に次の3号进行加える。

- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく建設工事の届出等の審査、工事計画の変更命令等に関する事。
- (6) 分別解体の実施に対する助言又は勧告に関する事。
- (7) 分別解体の適正実施のための立入検査に関する事。

第52条審査係の部分中第10号から第12号まで进行削り、第13号进行第10号とし、第14号进行第11号とする。

第53条の見出し及び同条第1項中「まちづくり指導室景観課」を「景観課」に改める。

第54条明示係の部分に次の1号进行加える。

- (7) 準用河川の用に供する国有財産の調査又は測量のための立入及び境界確定に関する事。

第56条第1項企画調整係の部分の第7号、同項道路整備第一係の部分の第4号及び同項道路整備第二係の部分の第4号中「橋梁長寿命化係」を「橋梁係」に改め、同項橋梁長寿命化係の部分进行次のように改める。

橋梁係

- (1) 橋りょうの長寿命化に関する事。
- (2) 橋梁長寿命化修繕計画に関する事。
- (3) 橋りょうの耐震補強工事に関する事。
- (4) 橋りょうの定期点検に関する事。
- (5) 道路災害復旧事業の調査、測量、設計、施行及び指導監督に関する事。
- (6) 企画調整係、道路整備第一係及び道路整備第二係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事のしゅん工検査に関する事。

号)の一部进行次のように改正する。

第4条企画調整係の部分中第13号进行削り、第14号进行第13号とし、第15号から第18号まで进行1号ずつ繰り上げ、同条医事業事係の部分の第1号进行次のように改める。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科技工士の免許に関する事。

第4条医事業事係の部分の第4号中「柔道整復師等」を「及び柔道整復師の施術所等」に改め、同部分の第5号及び第6号进行次のように改める。

- (5) 歯科技工所、衛生検査所等に関する事。

(6) 医薬品、医療機器等に関すること。

第4条 医事薬事係の部分の第8号中「母体保護」を「受胎調節実地指導員の申請」に改める。

第6条 医療給付係の部分の第5号中「小児慢性特定疾患児の医療の給付」を「小児慢性特定疾病医療費の支給等」に改め、同部分の第6号中「特定疾患治療研究事業」を「難病の患者に対する特定医療費及び特定疾患治療研究事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

2 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「滞納整理課及び滞納整理課債権管理グループ」を「及び滞納整理課」に改める。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

3 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「医療政策課長」を「病院管理課長」に改め、同条第4項中「医療政策課」を「病院管理課」に改める。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。)第5条第2項及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定に基づき、市長の指定する指定管理者に係る奈良市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定候補者(条例第4条第1項の指定候補者をいう。以下同じ。)の選定についての審査その他指定候補者の選定に関し市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、指定候補者の選定ごとに設置し、委員6人又は5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第2号に掲げる委員の数は、2人以内とする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する

部の長その他の市職員

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱され、又は任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

4 前項に規定する場合を除き、委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定候補者の選定についての審査が終了した時までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査)

第5条 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の基準)

第6条 委員会は、条例第4条第1項に規定する選定の基準に従い、指定候補者の選定について審査しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表債権整理事務専用市長印の項の次に次のように加える。

納税事務専用市長印	5の4	てん書	方24	納税課	納税事務用	1
-----------	-----	-----	-----	-----	-------	---

別表市長認印の項中「医療政策課」を「病院管理課」に改め、同表ひな形の5の3の次に次のように加える。

5の4

奈良市 長之印
納税事務専用

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日掲示済)

奈良市専門委員設置規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第21号

奈良市専門委員設置規則

奈良市専門委員設置規則（昭和62年奈良市規則第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条に規定する専門委員の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長が委託した事項について調査研究し、報告又は助言を行うため、本市に専門委員を置く。

（選任）

第3条 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

（任期）

第4条 専門委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任されることを妨げない。

（報酬等）

第5条 専門委員の報酬及び費用弁償は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の定めるところによる。

（庶務）

第6条 専門委員に関する庶務は、委託する事項の内容に応じ、その都度市長が定める部課等において行う。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日掲示済)

奈良市法令審査会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

奈良市法令審査会規則

（目的）

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市法令審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部担当副市長をもって充てる。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。

4 委員は、弁護士その他法令に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱した者（以下「外部委員」という。）2人以内及び次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総合政策部長

(2) 総務部長

(3) 財務部長

5 外部委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の外部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査）

第4条 条例の制定改廃その他の法令に関する重要な事案（第3項において「条例等事案」という。）の審査は、委員長が審査会の会議を招集して行う。この場合において、外部委員を招集する時間的余裕がないとき、又は委員長が外部委員の招集を要しないと認めるときは、外部委員以外の委員を招集し、審査することができる。

2 前項後段に定めるもののほか、委員長は、規則等の制定改廃に係る事案（前項の規定により審査する事案を除く。第4項において「規則等事案」という。）については、必要に応じて外部委員以外の委員を招集し、審査することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が、条例等事案について、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

この場合において、外部委員については、外部委員の意見を聴くことにより持ち回りによる審査に代えることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、委員長が、規則等事案について、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は審査会の会議に付する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

(事案の説明)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、主管課長及び関係課長を審査会の会議に出席させ、当該事案について説明させることができる。

(報酬)

第6条 外部委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第7条 外部委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、法務ガバナンス課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第23号

奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)に基づく事業等の円滑な推進を図るため設置された奈良市バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基本構想に基づくバリアフリーの推進に関すること。
- (2) 基本構想で定めた重点整備地区(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第21号に規定する重点整備地区をいう。)における特定事業計画に関すること。
- (3) 特定事業計画に係る関係団体及び関係事業者との協議・調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者等が組織する団体を代表する者
- (3) 公共交通事業者を代表する者
- (4) 奈良県公安委員会の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の整備目標である平成32年度末までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可不同数のときは、会長の決するところによる。

(庁内検討委員会)

第7条 協議会に、基本構想及び特定事業計画に関することを検討するため、奈良市バリアフリー基本構想推進庁内検討委員会を置く。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、交通政策課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市地域福祉推進会議規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市地域福祉推進会議規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) 奈良市地域福祉計画の進捗に対する検討及び協議に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 充て職の委員にあっては、当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額9,500円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、福祉政策課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第25号

奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市生活困窮者等自立支援事業公募型事業者募集要項の作成に関すること。
- (2) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者の提案を審査するための評価基準及び評価方法の策定に関すること。
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者の提案の審査に関すること。
- (4) 実施事業者の選定に関すること。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関すること。
- (6) その他審査及び選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉部長
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬額は、日額10,000円とする。

(報告)

第8条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保護第一課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

老人ホーム入所判定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第26号

老人ホーム入所判定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、養護老人ホームへの入所措置及び入所継続の要否判定について審査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 医師(精神科医を含む。)のうちから市長が委嘱する者

(2) 老人福祉施設長のうちから市長が委嘱する者

- (3) 地域包括支援センター代表のうちから市長が委嘱する者
- (4) 保健所長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 長寿福祉課長

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第4号から第6号までに掲げる委員の任期はその職にある期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬額は、日額8,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第27号

奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年

奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「介護保険等施設」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホームをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険等施設の設置又は運営事業者の選考又は審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険等施設に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員会総意のもとこれを決し、疑義が生じたときは、委員会で協議を行い委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、介護福祉課において行う。

(その他)

第11条 この規則に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市幼保施設運営事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第28号

奈良市幼保施設運営事業者選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市幼保施設運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「幼保施設」とは、奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)に規定する幼稚園、奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)に規定する保育所及び奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)に規定するこども園をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、幼保施設の運営を移管しようとする法人の候補者(以下「運営事業者」という。)を選定するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営事業者の審査に関すること。
- (2) 運営事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幼保施設の運営の移管に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 特別の事項を審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、臨時委員は運営を移管しようとする幼保施設に関係のある者のうちからそれぞれ市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士

<p>(4) その他市長が適当と認める者 (任期)</p> <p>第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 臨時委員は、当該幼保施設に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。 (委員長)</p> <p>第7条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席等)</p> <p>第9条 委員長は、必要があると認めるときは、本市職員、有識者その他の関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (報酬)</p> <p>第10条 委員及び臨時委員に支給する報酬の額は、日額10,000円とする。 (費用弁償)</p> <p>第11条 委員及び臨時委員に支給する費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。 (庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、子ども政策課において処理する。 (委任)</p> <p>第13条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (平成27年3月31日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市民間保育所等選考審査委員会規則をここに公布する。 平成27年3月31日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市規則第29号 奈良市民間保育所等選考審査委員会規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年</p>	<p>奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市民間保育所等選考審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)</p> <p>第2条 この規則において「民間保育所等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 弁護士 (3) 公認会計士 (4) その他市長が適当と認める者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、委員会総意のもとこれを決し、疑義が生じたときは、委員会で協議を行い委員長の決するところによる。 (関係者の出席等)</p> <p>第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (報酬)</p> <p>第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。 (費用弁償)</p> <p>第9条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保育所・幼稚園課において行う。
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会規則
をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会
規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体募集要項の作成に関すること。
- (2) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体の提案を審査する基準及び方法の策定に関すること。
- (3) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体の提案の審査に関すること。
- (4) 実施団体の選定に関すること。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関すること。
- (6) 委託開始から5年を経過する団体の事業実施内容の評価に関すること。
- (7) 評価結果の作成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審査及び評価に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者を有する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。
ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議事務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長の互選の前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、委託開始から5年を経過する団体の事業実施内容の評価に関する事務を行うための部会を置く。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第9条 委員会又は部会は、必要があると認める場合、関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第10条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第11条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第12条 委員等の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、子ども育成課において処理する。
(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市食育推進会議規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第31号

奈良市食育推進会議規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(昭和27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市食育推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育推進に関する重要事項についての審議及び施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条

例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、保健総務課にて行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第32号

奈良市予防接種健康被害調査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条及び第6条の規定に基づき実施した予防接種による健康被害の発生に際し、当該事例について、医学的な見地から調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人奈良市医師会に属する会員 3人以内
- (2) 奈良県知事が推薦した専門医師
- (3) 奈良市保健所長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長の諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が

互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、奈良市保健所保健予防課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日掲済済)

奈良市精神保健福祉連絡協議会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

奈良市精神保健福祉連絡協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市精神保健福祉連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること。
- (2) 精神保健福祉に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 精神保健福祉に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 関係機関、団体等の協力体制の整備及び調整に関すること。
- (5) 自殺対策に関すること。
- (6) その他精神保健福祉活動に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良市保健所長が推薦した専門医師

(2) 一般社団法人奈良市医師会を代表する者

(3) 奈良市地域自立支援協議会を代表する者

(4) 奈良県精神保健福祉センターの職員

(5) 奈良県保健予防課の職員

(6) 警察職員

(7) 消防職員

(8) 奈良市精神障がい者家族会奈良ともしび会を代表する者

(9) 社団法人奈良いのちの電話協会を代表する者

(10) 奈良市保健所長

(11) 奈良市保健福祉部障がい福祉課長

(12) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議事務が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該特別の事項に関する調査事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 協議会の会長は、奈良市保健所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会は、専門的な事項を検討するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者又は専門的な知識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち

からあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。
(関係者の出席等)

第9条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(報酬)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員」という。）の報酬の額は、日額10,000円とする。
(費用弁償)

第11条 委員等の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。
(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健予防課において行う。
(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市エイズ対策推進会議規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第34号

奈良市エイズ対策推進会議規則
(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市エイズ対策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。
(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) エイズの現状分析に関すること。
- (2) エイズ対策に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) エイズ対策の評価及び計画策定に関すること。
- (4) その他エイズ対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良県内のエイズ拠点病院を代表する者
- (2) 一般社団法人奈良市医師会を代表する者
- (3) 奈良県の職員
- (4) 奈良市保健所長
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任される

ことを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)

第5条 推進会議の会長は、奈良市保健所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を推進会議に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。
(関係者の出席等)

第8条 推進会議又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、保健予防課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市結核対策評価推進会議規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第35号

奈良市結核対策評価推進会議規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市結核対策評価推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 結核の現状分析に関すること。
- (2) 結核対策に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 結核対策の評価及び計画策定に関すること。
- (4) その他結核対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人奈良市医師会を代表する者
- (3) 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターを代表する者
- (4) 奈良県の職員
- (5) 奈良市保健所長
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議の会長は、奈良市保健所長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を推進会議に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。
(関係者の出席等)

第8条 推進会議又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、保健予防課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市難病対策地域協議会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市難病対策地域協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 難病対策の推進に関すること。
- (2) 難病対策に向けた知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 難病患者の実態に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 関係機関、団体等の協力体制の整備及び調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良市保健所長が推薦した専門医師
- (2) 一般社団法人奈良市医師会を代表する者
- (3) 奈良市保健所長が推薦した神経内科病棟の看護師
- (4) 一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会を代表する者
- (5) 特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会を代表する者

- (6) 奈良県難病相談支援センターの職員
- (7) 奈良県保健予防課の職員
- (8) 一般社団法人日本ALS協会近畿ブロックを代表する者
- (9) 特定非営利活動法人奈良難病連を代表する者
- (10) 奈良市保健所長
- (11) 奈良市保健福祉部障がい福祉課長
- (12) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議事務が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該特別の事項に関する調査事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 協議会の会長は、奈良市保健所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会は、専門的な事項を検討するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者又は専門的な知識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第9条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第10条 委員、臨時職員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第11条 委員等の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健予防課において行う。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定にかかる募集要項、審査基準等の策定に関すること。
- (2) 市有施設の屋根貸し太陽光発電事業の事業提案の審査及び採択に関すること。
- (3) 市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 事業活動を行う者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、エネルギー政策課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第38号

奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 住宅用太陽光発電普及啓発事業の検討に関すること。

(2) 住宅用太陽光発電設置プランの審査及び選定に関すること。

(3) 住宅用太陽光発電モデルプランの採択に関すること。(組織)

第3条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民活動を行う者

(3) 事業活動を行う者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、エネルギー政策課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第39号奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則
(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 奈良市クリーンセンター建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市クリーンセンター建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。
- (4) その他奈良市クリーンセンターの建設に必要な事項（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額9,500円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、クリーンセンター建設準備課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

なら歴史まちづくり推進協議会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第40号

なら歴史まちづくり推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、なら歴史まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 歴史的風致の維持向上に資する取組に関すること。
- (3) 計画の円滑な実施に係る連絡調整及び計画の進捗状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の作成、実施等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 重要文化財等の所有者
- (3) 奈良県の職員
- (4) 奈良市の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選する前に招集する協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額9,500円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、奈良町にぎわい課、景観課及び文化財課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日掲示済)

奈良市入札監視委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第41号

奈良市入札監視委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、奈良市及び奈良市企業局が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等(以下「工事等」という。)について、入札及び契約の過程並びに内容の透明

性を高めるとともに公正な競争を確保するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について、審議を行い、意見を述べること。

(2) 入札制度等の改革に必要な事項について、審議を行い、意見を述べること。

(3) 委員会が抽出した工事等に関し、一般競争入札資格等の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について、審議を行い、意見を述べること。

(4) 競争入札及び随意契約における入札及び契約手続並びに入札参加停止に係る再苦情処理について、意見を述べること。

(5) その他目的を達するために必要な事項について調査し、又は市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)に意見を具申し、若しくは報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、人格、識見に優れ、公正かつ中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議事務が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該特別の事項に関する調査事務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、市長等から第2条第4号に掲げる事項に関し、審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、再苦情処理の申立てがあった日からおおむね50日以内に市長等に報告するものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(報酬)

第11条 委員等の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第12条 委員等の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、契約課において行う。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市プロポーザル審査委員会規則をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第42号

奈良市プロポーザル審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の単位)

第2条 委員会は、プロポーザル方式（市が発注する委託業務等について、公募又は指名により複数の事業者からその業務実施に関する提案を求め、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定する方式をいう。）により事業者の選定を行う委託業務等（以下「実施業務」という。）ごとに設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から事業者を選定する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、実施業務の発注を行う課等において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市建設工事総合評価審査委員会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第43号

奈良市建設工事総合評価審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建設工事請負契約に係る総合評価落札方式を所掌する部の長
- (3) 建設工事を所掌する部の長

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第2条第2項第2号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、緊急の必要があり、会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りの方法により議事を決することができる。

(部会)

第6条 委員会に、軽易な建設工事に関する技術的な審査をさせるため、建設工事総合評価審査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員長が会務を掌理し、部会を代表する。

3 部会に属する委員は、委員会の委員及び建設工事を所掌する部に属する職員から委員長が指名する。

4 部会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長は、緊急の必要があり、部会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りの方法により議事を決する

ことができる。

7 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(関係職員等の出席等)

第7条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係職員等に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 第2条第2項第1号に掲げる委員（以下「第1号委員」という。）は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(報酬)

第9条 第1号委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 第1号委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、技術監理課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第44号

奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会規則を廃止する規則

奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会規則（昭和53年奈良市規則第26号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第45号

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成26年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「奈良市立柳生中学校 奈良市立興東中学校」を「奈良市立興東館柳生中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市消防吏員服制規則及び奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第46号

奈良市消防吏員服制規則及び奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則

則の一部を改正する規則

(奈良市消防吏員服制規則の一部改正)

第1条 奈良市消防吏員服制規則(昭和42年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表雨衣の部上衣の款製式の項中「角襟のラグランそで」を「襟付きの長そで」に改め、同部ズボンの款製式の項中「ゴム絞り及びベルトをつける」を「伸縮構造とする」に改める。

別表の図の雨衣の部分を次のように改める。



(奈良市消防団員服制規則の一部改正)

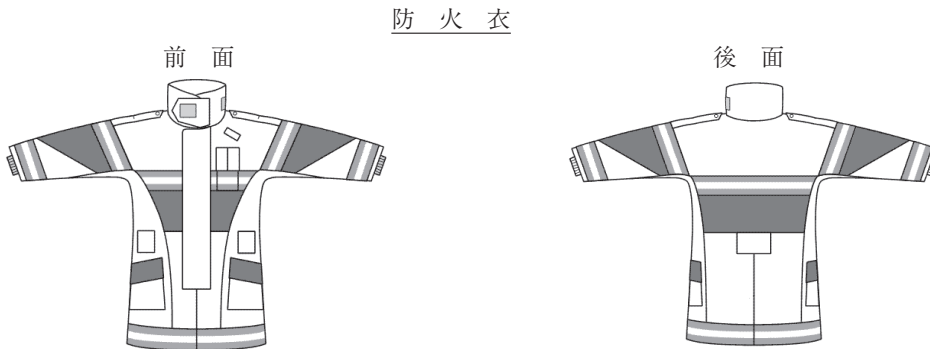
第2条 奈良市消防団員服制規則(昭和26年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表防火衣の部を次のように改める。

防 火 衣	地 質	耐熱性防水布とする。
	製 式	折りえりラグランそで式バンド付きとし、背面上部に「奈良市消防団」と表示する。肩及びその前後に耐衝撃材を入れ、前合わせはファスナー及びマジックテープとし、左右側腹部及び左胸部にふた付きポケットを各1個つける。形状は、図のとおりとする。

別表の1の表雨衣の部上衣の款製式の項中「角えりのラグランそでとする」を「えり付きの長そでとし、背面上部に「奈良市消防団」と表示する」に改め、同部ズボンの款製式の項中「ゴム絞り及びベルトをつける」を「伸縮構造とする」に改める。

別表の1の表の図の防火衣の部分を次のように改める。



別表の1の表の図の雨衣の部分を次のように改める。



附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の奈良市消防団員服制規則をもって定めている男性消防団員の防火衣及び雨衣は、当分の間、これを用いることができる。

(平成27年3月31日掲示済)

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第47号

奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成27年奈良市条例第3号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(条例第3条第1号の規則で定める場合)

第3条 条例第3条第1号の規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の対象となる教育施設)

第4条 条例第4条第4号の規則で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条に規定する各種学校

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第5条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書(別記様式)により、自己啓発等休業を始めるようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第6条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(自己啓発等休業の承認基準)

第7条 自己啓発等休業の承認は、公務の運営に支障がな

く、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときであって、次に掲げる基準を満たす場合に承認するものとする。

- (1) 職員として2年以上職務に従事していること。
- (2) 自己啓発等休業の開始前2年間において、病気休暇、病気休職又は刑事休職を理由として6月以上職務に従事しない期間がないこと。
- (3) 職務復帰後5年以上の在職期間が見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
- (4) 再度の自己啓発等休業の場合にあっては、前回の自己啓発等休業から5年以上の在職期間があること。

(職務復帰)

第8条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る辞令の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
 - (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
 - (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
- (退職手当の取扱い)

第10条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号。以下「退職手当条例」という。)第8条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者が市長の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した、市長が別に定める職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

自己啓発等休業承認申請書

(宛先) 奈良市長	申請年月日	年	月	日
	申請者 所 属 職員番号 氏 名			印
次のとおり	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 <input type="checkbox"/> 期間の延長			

1 請求の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業(2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2及び4に記入)			
2 自己啓発等休業の内容	大学等における修学	大学等の名称 (所在地)		()
		課程(修業年限)		()
		修学の期間		年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		活動分野
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで			
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に自己啓発等休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 備考				

- (注)① この請求書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
- ア 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
- ② 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- ③ 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。
- ④ 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- ⑤ 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- ⑥ 該当する口にはレ印を記入すること。

とする。

ア	イ	ウ
職員	管理職員特別勤務手当の額（週休日等）	管理職員特別勤務手当の額（週休日等以外の日）
1号給の職員	4,000円	2,000円
2号給の職員	6,000円	3,000円
3号給の職員	8,000円	4,000円
4号給の職員	10,000円	5,000円
5号給及び6号給の職員	12,000円	6,000円

5 条例第22条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職手当の支給を受ける職員又は特定任期付職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

6 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

第24条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業をしている職員

第25条の3第2項中「エ欄」を「オ欄」に改める。

別表第1（第23条、第23条の6、第25条の3関係）

第28条第2項に次の2号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
第30条第1項に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業をしている職員

第34条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に育児短時間勤務算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第34条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間第36条中「100分の40以上100分の90以下」を「100分の150以下」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員の成績率は、100分の35以下の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

第38条を削り、第39条を第38条とする。

附則第10項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1を次のように改める。

	ア	イ	ウ	エ	オ
職員		管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額（週休日等）	管理職員特別勤務手当の額（週休日等以外の日）	期末手当の管理職加算割合
市長の事務部局	統括官 法令遵守監察監 危機管理監 部長 理事 保健所長 会計管理者	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	部次長 参事 職務の級8級の室長 西部出張所長 行政センター所長 保健所次長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 職務の級8級の主幹 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 JR奈良駅周辺整備事務所長 西大寺駅周辺整備事務所長 東部出張所長 北部出張所長 看護専門学校事務長 男女共同参画センター所長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	職務の級7級の主幹 職務の級7級のグループ長 職務の級7級の室長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 場長補佐 職務の級6級のグループ長 市民サービスセンター所長 東寺林連絡所長 人権文化センター所長 児童館長 こども園長 保育園長 保健センター所長 衛生浄化センター所長 奈良阪処分地管理事務所長 土木管理センター所長 主査	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
議会の事務部	局長	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	次長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18

局	課長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	課長補佐 主査	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
教育委員会の事務局	部長 理事	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	部次長 参事	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 職務の級8級の主幹 埋蔵文化財調査センター所長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	職務の級7級の主幹 学校教育課いじめ対策生徒指導室長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 主査 史料保存館長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
学校その他の教育機関	教育センター所長 教育センター次長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 高等学校事務長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	職務の級7級の主幹 教員支援室長 職務の級7級の図書館長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 室長補佐 主査 職務の級6級の図書館長 学校給食センター所長 幼稚園長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
選挙管理委員会の事務局	局長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	次長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
監査委員の事務局	局長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	課長補佐	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
農業委員会の事務局	局長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	次長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10
消防	消防長	104,200円	12,000円	6,000円	100分の20
	副局長 消防危機統制監 参事 室長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
	課長 署長	74,800円	8,000円	4,000円	100分の15
	副署長 主幹 文化財防災官 防災センター所長 指揮救助隊長	62,200円	6,000円	3,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 署長補佐 分署長 主査 指揮支援隊長 中隊長	50,500円	4,000円	2,000円	100分の10

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成26年改正条例附則第7項の規則で定める職員)
- 2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降

に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号。以下「初任給等規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第1号において同じ。)をした職員
(2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第2号において同じ。)をした職員

- (3) 切替日以降に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号級に変更することをいう。次項第2号において同じ。）をした職員
- (4) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第28条又は奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）第8条の規定による号給の調整をいう。次項第3号において同じ。）をされたもの
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
- イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ウ 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
- オ 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第17条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (5) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (6) 切替日以降に再任用職員異動（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条第1項又は第3項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次項第5号において同じ。）をした職員
- (7) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）（平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）
- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）附則第18項に規定する特定職員をいう。以下この項、次項及び第5項第1号において同じ。）にあっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1

日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び第5項第1号において同じ。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額）を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第2条の規定による改正前の給与条例（次号において「改正前の給与条例」という。）別表の給料表又は平成26年改正条例第4条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第1項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、育児短時間勤務算出率（給与条例第7条第1項に規定する育児短時間勤務算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

5 平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の支給については、次に掲げるものとする。

(1) 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この項において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に第3項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては、市長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第3項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして第3項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、第

9項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

6 平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

7 平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（給与条例第16条第3項の規定による地域手当の支給割合）

8 平成26年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた給与条例第16条第3項の規則で定める割合は、100分の15とする。

（給与条例第16条第4項の規定による地域手当の支給割合）

9 平成26年改正条例附則第11項の規定により読み替えられた給与条例第16条第4項の規則で定める割合は、100分の18とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

10 平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えられた給与条例第16条の5第2項に規定する規則で定める額は、26,000円とする。

（平成27年3月31日揭示済）

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第52号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第3号中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をしている職員

第28条第1項中「職員が復職し、」の次に「自己啓発等休業をしていた職員若しくは」を加え、同条第2項中「有効期間」の次に「、自己啓発等休業の期間」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主事の職務
3級	主務補の職務
4級	主務の職務
5級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 地区調整主任の職務 4 幼保連携型認定こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務 5 小隊長又は副小隊長の職務 6 指揮支援副隊長の職務
6級	1 課長補佐の職務 2 所長補佐の職務 3 主査の職務 4 グループ長の職務 5 市民サービスセンター所長の職務 6 東寺林連絡所長の職務 7 人権文化センター所長の職務 8 児童館長の職務 9 幼保連携型認定こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務 10 保健センター所長の職務 11 衛生浄化センター所長の職務 12 奈良処分地管理事務所長の職務 13 土木管理センター所長の職務 14 西部図書館長及び北部図書館長の職務 15 史料保存館長の職務 16 学校給食センター所長の職務 17 室長補佐の職務 18 消防署長補佐、中隊長又は消防分署長の職務 19 指揮支援隊長の職務 20 選挙管理委員会事務局次長の職務 21 農業委員会事務局次長の職務
7級	1 課長の職務 2 所長の職務 3 主幹の職務 4 地区調整主幹の職務 5 相当の経験を有するグループ長の職務 6 くらしと仕事支援室長の職務 7 出張所長の職務 8 環境清美工場長の職務 9 埋蔵文化財調査センター所長の職務 10 中央図書館長の職務 11 学校事務長の職務 12 学校教育課いじめ対策生徒指導室長の職務 13 教員支援室長の職務 14 消防署長の職務 15 消防副署長の職務 16 文化財防災官の職務 17 防災センター所長の職務 18 指揮救助隊長の職務 19 選挙管理委員会事務局長の職務 20 農業委員会事務局長の職務

8級	1 部長の職務 2 部次長の職務 3 理事の職務 4 参事の職務 5 室長の職務 6 相当の経験を有する課長の職務 7 相当の経験を有する所長の職務 8 相当の経験を有する主幹の職務 9 相当の経験を有する出張所長の職務 10 行政センター所長の職務 11 保健所次長の職務 12 相当の経験を有する環境清美工場長の職務 13 相当の経験を有する消防署長の職務 14 相当の経験を有する埋蔵文化財調査センター所長の職務 15 相当の経験を有する学校事務長の職務 16 教育センター所長の職務 17 教育センター次長の職務 18 消防副局長及び消防危機統制監の職務 19 相当の経験を有する選挙管理委員会事務局長の職務 20 監査委員事務局長の職務 21 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 22 議会事務局次長の職務
9級	1 統括官の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 危機管理監の職務 4 相当の経験を有する部長の職務 5 相当の経験を有する理事の職務 6 保健所長の職務 7 会計管理者の職務 8 消防長の職務 9 議会事務局長の職務
10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

別表第2中

「保育士 保育士養成所卒」を「保育教育士 保育士養成所卒短大卒」に改める。

別表第6中

「保育士 保育士養成所卒」を「保育教育士 保育士養成所卒短大卒」に改める。

別表第7中

休職等の期間	換算率	休職等の期間	換算率
条例第28条第1項の規定による休職又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下	条例第28条第1項の規定による休職又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下

を 〃 に改める。

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）第2条の規定による休職の期間	職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）第2条の規定による休職の期間	
条例第28条第4項の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	条例第28条第4項の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
派遣職員の派遣の期間	派遣職員の派遣の期間	
	自己啓発等休業の期間	3分の3以下（大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのものうち、職員としての職務に特に有用であると認められるもの以外のものにあつては2分の1以下）

別表第8を次のように改める。

別表第8（第19条関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1

14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		

56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	38	51	52	69	51	33			
83	39	51	52	69	51	34			
84	40	51	52	69	51	34			
85	41	52	53	69	51	35			
86	41	52	53	70	51				
87	42	52	53	70	51				
88	42	52	53	70	51				
89	43	53	54	71	52				
90	43	53	54	72	52				
91	44	53	54	73	52				
92	44	53	54	74	52				
93	45	53	55	75	53				
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	55						

98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	60						
109		56	61						
110		57	61						
111		57	62						
112		57	62						
113		57	63						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第53号

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の育児休業等に関する規則（平成4年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の次に次の1条を加える。

（再度の育児休業をする場合の養育計画の申出）

第1条の4 条例第3条第4号に規定する当該子を養育するための計画については、育児休業等計画書（別記第1

号様式）により任命権者に申し出るものとする。

第2条第1項中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第4条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第6条の2中「替える」を「代える」に改める。

第9条を第15条とし、第8条を第14条とし、第7条中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第13条とし、第6条の4（見出しを含む。）中「第10条第2号」を「第18条第2号」に改め、同条を第12条とし、第6条の3の次に次の5条を加える。

（再度の育児短時間勤務をする場合の養育計画の申出）

第7条 第1条の4の規定は、条例第11条第5号の当該子を養育するための計画について準用する。

（条例第12条の勤務形態について規則で定める日数及び時間）

第8条 条例第12条の規則で定める日数及び時間は、勤務

日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が15時間30分を超えないものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第9条 育児短時間勤務(法10条第1項に規定する短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の承認は、育児短時間勤務承認請求書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 第2条第2項本文の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務に係る通知)

第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

別記第3号様式中「第7条」を「第13条」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第2号様式を別記第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第9条関係）

育児短時間勤務承認請求書

様 請 求 者 氏 名	年 月 日 所 属 氏 名
次のおり育児短時間勤務 ・ 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 （再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）
3 請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 勤務の形態	週 時間 分 勤務
	（育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 の勤務の形態）
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	年 月 日 から 年 月 日 まで
6 備 考	所属長認印

(注)

- 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付してください（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行ってください。
- 3 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合には、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入してください。
- 4 該当する□には、レ印を記入してください。

別記第1号様式を別記第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記第1号様式（第1条の4関係）

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

奈 良 市 長 様

所 属

氏 名 印

奈良市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請 求 の 別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請 求 に 係 る 子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
3 請 求 者 の 計 画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			所属長認印

(注)

- 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出してください。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入してください。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行ってください。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入してください。
- 5 該当する口には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日掲示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第54号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第7条の2 第2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定により短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第8条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第8条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第9条の6第2項に次の1号を加える。

(3) 一般職給与条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等が、同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

第11条第1項中「20日に」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加え、「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、「定められた」の次に「育児短時間勤務職員等の勤務時間及び」を加える。

第11号の2第1項第1号中「日数（）」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第11条の2の次に次の1条を加える。

第11条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるとき当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる年次休暇の

日数に、同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては、当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間

45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第12条を次のように改める。

(年次休暇の繰越し)

第12条 条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年度における年次休暇の20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第11条の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。)とする。

第13条第1項中「1時間()」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等については、市長の定めるところにより、同項に規定する休暇を日に換算するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第55号

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の通勤手当に関する規則(平成16年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項第3号中「育児休業をし、」の次に「地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、」を加える。

第16条第2項中「育児休業をし、」の次に「地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

職員の職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第56号

職員の職に関する規則の一部を改正する規則

職員の職に関する規則(昭和43年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項中「保育士」を「保育教育士」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第57号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市臨時職員に関する規則(平成2年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1事務職の項中「保育士」を「保育教育士」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第58号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則(平成3年奈良市規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1事務職の項中「保育士」を「保育教育士」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第59号

奈良市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

6 学校等の施設において給食の業務に従事する女性職員	かつぼう着	2着	12月
	前掛	2枚	12月
	三角きん	2枚	12月
7 保育園において保育の業務に従事する保育士職員	保育士服	夏(上・下) 1着	12月
		冬(上・下) 1着	12月
		合(上) 1着	12月
	エプロン	2枚	12月
	くつ	2足	12月

を

6 学校等の施設において給食の業務に従事する職員	かつぼう着	2着	12月
	前掛	2枚	12月
	三角きん	2枚	12月
7 こども園及び保育園において保育の業務に従事する保育教育士職員	エプロン	2枚	12月

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日掲示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市法令審査会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市法令審査会規程を廃止する訓令

奈良市法令審査会規程(昭和59年奈良市訓令甲第11号)

は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良

市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「下水道総務課長 下水道維持課長」を「下水道維持課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)
第2条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

別表第1企画部会の項中「秘書室長」を「秘書広報室長」に、「都市計画室長 監査委員事務局長」を「監査委員事務局長」に改め、同表研修部会の項中「学校教育部長」を「教育総務部長」に、「法務ガバナンス課長 管財課長」を「管財課長」に改め、同表調査研究部会の項中「子ども未来部長」を「財務部長」に、「まちづくり指導室長 総務課長」を「総務課長 法務ガバナンス課長」に、「医療政策課長」を「病院管理課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「教育総務部長」を「学校教育部長」に、「保健所長」を「こども未来部長 保健所長」に、「文化振興課長」を「文化振興課長 東アジア文化都市推進課長」に、「長寿福祉課長」を「長寿福祉課長 医療政策課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第3条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「医療政策課長」を「病院管理課長」に、「人権政策課長」を「文化振興課長 人権政策課長」に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第4条 奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「滞納整理課債権管理グループ長」を削る。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)
第5条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。
別表中「医療政策課」を「病院管理課」に改める。
附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市役所出張所事務処理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市役所出張所事務処理規程を廃止する訓令
奈良市役所出張所事務処理規程(昭和60年奈良市訓令甲第4号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年3月31日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令

奈良市防災行政無線局管理規程(平成9年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第13号とし、第5号を第12号とし、第4号を第11号とし、同条第3号中「遠隔制御器」を「移動系遠隔制御器」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第2号を第9号とし、第1号の次に次の7号を加える。

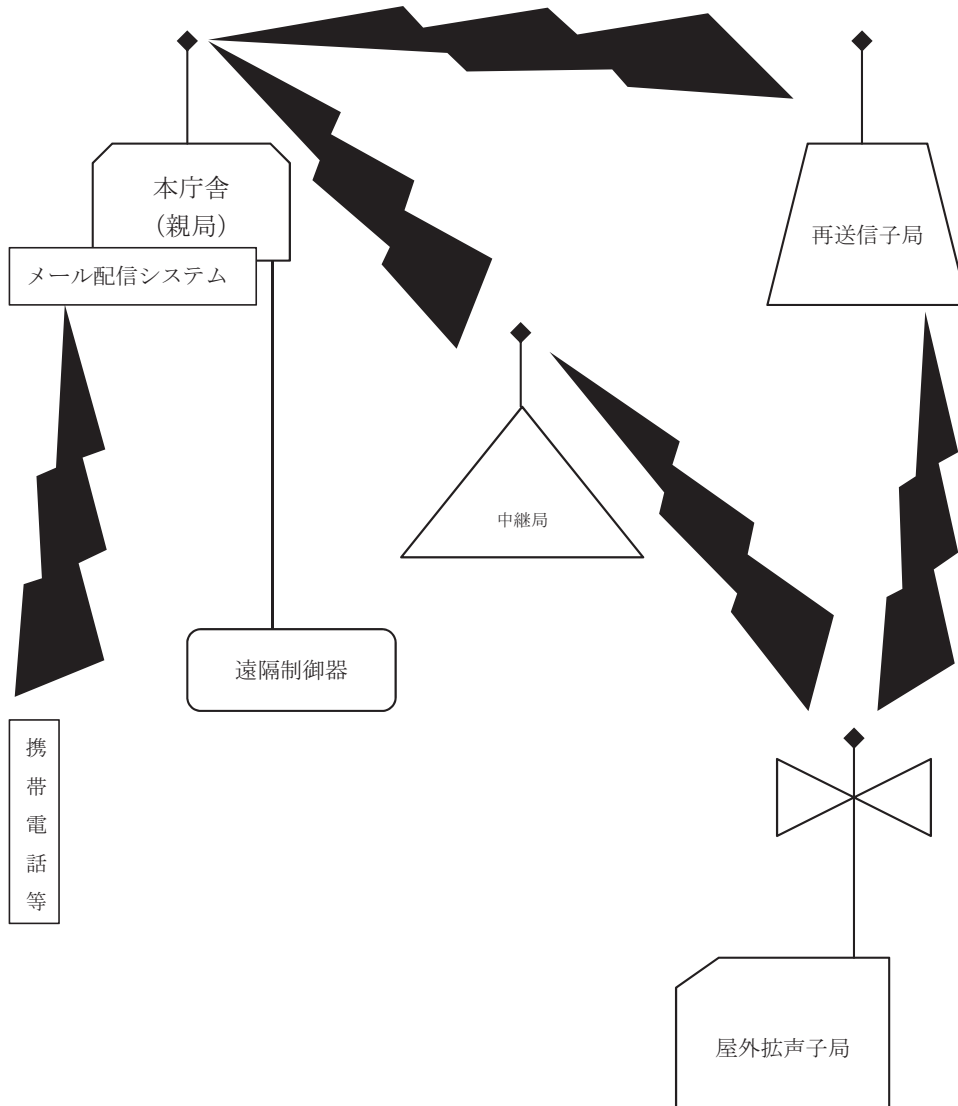
- (2) 同報系 親局と子局との間の通信系をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 子局 屋外拡声子局と再送信子局の総称をいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局又は再送信子局の通信の相手方となり屋外拡声装置を備える子局をいう。
- (6) 再送信子局 親局と子局との間の通信を中継する子局をいう。
- (7) 同報系遠隔制御器 親局と有線で接続された送受信設備で、親局の機能を分掌するものをいう。
- (8) 移動系 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の移動通信系(移動系中継によるものを含む)をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (14) 防災情報メール配信システム 防災情報、災害情報等行政情報に関する電子メールを親局から市民及び職員に配信するシステムをいう。
第3条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。
第7条第3項各号を次のように改める。
(1) 同報系無線局 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める者をいう。
ア 親局及び再送信子局 危機管理課長
イ 同報系遠隔制御器又は屋外拡声子局 設置場所又は常置場所の長又は施設管理者
(2) 移動系無線局 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める者をいう。
ア 基地局及び中継局 危機管理課長
イ 遠隔制御器又は陸上移動局 設置場所又は常置場所の長
第9条第2項中「基地局」の次に「及び子局」を加える。
第16条の次に次の1条を加える。
(補則)
第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第3条関係)

同報系防災行政無線局の構成



附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市辞令式の一部を改正する訓令
奈良市辞令式(昭和34年奈良市訓令甲第5号)の一部を
次のように改正する。
別表の24の2の項の次に次のように加える。

24の3 自己啓発等休業	(1) 自己啓発等休業を承認する場合 自己啓発等休業を承認する 自己啓発等休業の期間は何年何月何日から何年何月何日までとする (2) 自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合 自己啓発等休業の期間を何年何月何日まで延長することを承認する (3) 職務復帰をさせる場合 職務復帰を命ずる 何々(部)何々(課)勤務を命ずる (4) 自己啓発等休業の承認を取り消す場合 自己啓発等休業の承認を取り消す
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

職務復帰を命ずる 何々（部）何々（課）勤務を命ずる

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程（平成5年奈良市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中タをツとし、ソをチとし、セをタとし、スをソとし、シをスとし、スの次に次のように加える。

セ 自己啓発等休業を承認された場合 自己啓発
第6条第4号サの次に次のように加える。

シ 育児短時間勤務を承認された場合 育児短時間
附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項子ども未来部長の部分の第4号中「母子福祉資金及び」を「母子及び父子並びに」に改め、同項保健所長の部分の第2号から第4号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同部分の第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 児童福祉法第19条の2第1項に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び同法第19条の9第1項に基づく小児慢性特定疾病医療機関の指定

(6) 児童福祉法第20条第1項に基づく療育の給付及び同条第5項に基づく療育機関の指定

第4条第1項観光経済部長の部分中第11号を第16号とし、第3号から第10号までを5号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の5号を加える。

(3) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づ

く報告の徴収、立入検査及び電気用品の提出命令

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく報告の徴収、立入検査及びこれに伴う命令

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく報告の徴収、立入検査及びこれに伴う命令

(6) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく報告の徴収、立入検査及び消費生活用製品の提出命令

(7) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく指示、措置要求の申出の受理及び調査、報告の徴収並びに立入検査

第4条第1項都市整備部長の部分に次の13号を加える。

(18) 都市計画法第53条に基づく建築許可

(19) 都市計画法第65条に基づく建築等の許可

(20) 土地区画整理法第76条第1項に基づく建築行為等の許可

(21) 都市再開発法第66条第1項に基づく建築行為等の許可

(22) 公民有地境界の査定

(23) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第8条第1項に基づく届出の受理

(24) 建築基準法に基づく意見の聴取の実施

(25) 建築基準法第18条第23項に基づく通知及び要請

(26) 建築基準法第43条第1項に基づく建築物の敷地と道路に関する許可

(27) 宅地造成等規制法第8条第1項本文に基づく3,000平方メートル未満の宅地造成工事の許可及び同法第12条第1項に基づく宅地造成工事の変更許可

(28) 都市計画法第29条第1項及び第2項に基づく3,000平方メートル未満の開発行為の許可並びに同法第35条の2第1項に基づく開発行為の変更許可

(29) 都市計画法に基づく建築物等の建築許可及び承認

(30) 都市計画法に基づく開発許可等の地位承継の承認

第5条税務室長の部分の第2号及び第3号中「債権所管課から移管を受けた収入金及び」を削り、同部分の第4号中「債権所管課から移管を受けた収入金及び」を削り、「30万円」を「100万円」に改め、同部分の第5号中「債権所管課から移管を受けた収入金及び」を「1件100万円以上の」に改め、同部分の第7号から第11号までを削り、同条都市計画室長の部分及びまちづくり指導室長の部分を削る。

第6条第1項財政課長の部分に次の1号を加える。

(4) 歳出予算の配当替え

第6条第1項納税課長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、同項滞納整理課長の部分の第1号中「30万円」を「100万円」に改め、同部分中第6号を第7

号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 1件100万円未満の市税の滞納処分の停止の決定及び取消し

第6条第1項医療政策課長の部分中「医療政策課長」を「病院管理課長」に改め、同項長寿福祉課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを削り、同項介護福祉課長の部分に次の10号を加える。

(5) 老人居宅生活支援事業変更等の届出の受理

(6) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理

(7) 介護保険法の規定による事業の休止の届出の受理

(8) 旧介護保険法の規定による介護療養型医療施設の変更の届出の受理

(9) 介護保険法に規定する保険医療機関及び介護老人保健施設におけるみなし指定の辞退の届出の受理

(10) 介護保険法に規定する介護老人保健施設の管理者の承認

(11) 介護保険法に規定する介護老人保健施設の広告の許可

(12) 老人デイサービスセンター等変更等の届出の受理

(13) 老人福祉法に規定する有料老人ホームの変更等の届出の受理

(14) 老人福祉法に規定する軽費老人ホームの変更等の届出の受理

第6条第1項保健予防課長の部分の第1号中「小児慢性特定疾患児の医療証等」を「小児慢性特定疾病医療の受給者証等」に改め、同項開発指導課長の部分に次の1号を加える。

(6) 都市計画法に基づく建築制限等の緩和承認

第6条第1項建築指導課長の部分に次の3号を加える。

(8) 建築基準法第7条の6第1項第1号に基づく仮使用の承認

(9) 建築基準法第18条第22項第1号に基づく仮使用の承認

(10) 建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物の建築の許可

第6条第1項景観課長の部分の第1号中「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の次に「(昭和41年法律第1号)」を加え、同部分に次の1号を加える。

(9) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条第1項に基づく届出の受理及び同法第8条第1項に基づく許可(3,000平方メートル以上の宅地造成行為に係るものを除く。)

第8条の見出しを「(こども園長及び保育所長専決事項)」に改め、同条中「保育園長は」を「こども園長及び保育園長は」に改め、同条保育園長の部分中「保育園長」を「子ども園長及び保育園長」に改め、同部分に次の2号を加える。

(5) 一時預かり又は延長保育の承認及び取消し

(6) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に属し疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理(園の所管に係る事項に限る。)

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。